## (目的)

兵庫県公立大学法人(以下「法人」という。)は、人文・社会科学系と自然科学系との融合を重視した教育と研究を推進し、地域社会や国際社会に貢献しうる人間性豊かな人材を育てるとともに、兵庫の地における総合的な「知の拠点」として先導的・独創的な研究を展開し、学術的な新知見を国内外に発信して地域の活性化と我が国の発展、世界・人類の幸せに貢献することを大学設置における重要な使命としている。

この使命を遂行していく上で、法人が学外の組織、地域、市民等(以下「学外組織等」という。)と密接な連携及び協力関係を構築して行う活動(以下「産学連携活動」という。)を維持・強化・推進していく必要があるが、それに伴って、法人の役員及び教職員(以下「教職員等」という。)が、その活動の中で、いわゆる「利益相反」の状況に陥る可能性がある。

特に大学発ベンチャー事業を育成・支援していく際や兼業等を行う場合に問題となり うるものである。

以上を踏まえ、法人が設置する芸術文化観光専門職大学(以下「大学」という。)における公正かつ効率的な教育・研究について、産学連携などの社会貢献活動を活発にしつつ、かつ、法人の運営の透明性を高めていくために、法人が常に意識しなければならない姿勢として、ここに兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学利益相反マネジメントポリシー(以下「ポリシー」という。)を制定する。

### (利益相反の定義)

利益相反(広義)とは、狭義の利益相反と責務相反を含むものとする。

狭義の利益相反とは、教職員等又は法人が産学連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式等)と、教育・研究という法人における責任が衝突・相反している状況をいう。教職員等個人が得る利益と教職員等個人の法人における責任との相反(個人としての利益相反)と法人組織が得る利益と法人組織の社会的責任との相反(法人としての利益相反)とが含まれる。

責務相反とは、教職員等が主に兼業活動により企業等にも職務遂行責任を負ってい、 法人における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をい う。

## (利益相反マネジメントの基本的な考え方)

- 1 教育、研究、社会貢献という法人の果たすべき役割に鑑み、法人の教職員等は、 教育・研究に支障のない範囲内で、技術移転等を推進することを責務の一つとして いる。
- 2 法人は、研究等の成果である発明等の産業界への移転を大学発ベンチャーの育成 も含め積極的に奨励するとともに、技術移転活動等の産学連携活動の推進等を公正 かつ効率的に行うために、教職員等の利益相反を未然に防止し、生じた利益相反に

ついては、解決のための措置を講じる。

- 3 教職員等は、技術移転活動等の産学連携活動の推進を行う上で利益相反を生じないことを責務とする。法律的に合法と解される場合であっても、主として公的な資金で運営されている教育・研究機関として、公正性が疑われることのないよう、法人の規則に則って妥当かどうかの基準を明確にし、遵守するという考えに基づいて、利益相反マネジメントを行う。
- 4 利益相反の問題を考えるに当たっては、学生の教育・研究上の利益の確保に留意する。

### (利益相反マネジメントの対象及び基準)

 対象者の範囲 教職員等(非常勤を含む)

#### 2 基準

法人における職務に対して個人的な利益を優先させると見られたり(狭義の利益相反)、個人的な利益があるなしにかかわらず法人の外部の活動への時間配分を優先させていると見られたり(責務相反)して、法人の教育・研究活動等の公正さに疑念を生じさせているか否かを基本的な判断基準とする。

- 3 利益相反の生ずる可能性がある行為は、概ね次の場合をいう。
  - (1) 兼業活動(技術指導を含む)の場合
  - (2) 職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合
  - (3) 学外組織等に法人の教職員等が自らの発明等を技術移転等する場合
  - (4) 共同研究や受託研究に参加する場合
  - (5) 外部から寄附金、設備・物品の供与を受ける場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、教職員等への便益を供与する企業等に対し、法人の施設、設備の利用の提供、又は当該企業等から物品を購入する場合
  - (7) 前各号に掲げる場合等に関連し、法人が組織として利益を得る場合

#### (教職員等の青務)

- 1 教職員等は、法人の諸規則等に定める場合を除いては、その勤務時間中は職務に 専念し、法人がなすべき責を有する職務に誠実に従事しなければならない。
- 2 教職員等は、職務遂行上知りえた秘密を専ら自己の利益を追求するため使用してはならない。
- 3 教職員等は、上記(利益相反マネジメントの対象及び基準)の3に該当する場合は、勤務時間の内外にかかわらず、法人に対して報告等をしなければならない。

## (利益相反マネジメントの体制等)

1 利益相反に係る事務のうち、責務相反については教職員等の服務に関する事項を 所掌する経営企画部総務企画課が行い、狭義の利益相反については地域リサーチ& イノベーション推進部地域協働課において行う。

- 2 利益相反(広義)に係る事務は、経営企画部総務企画課の協力を得て、地域リサーチ&イノベーション推進部地域協働課において行う。
- 3 その他、利益相反マネジメント規程については、別途定める。

# (その他)

その他、利益相反に関し必要な事項は、別に定める。 このポリシーは、令和3年4月1日から施行する。